

### Ⅲ 適用を受けようとする法人税関係特別措置ごとの記載の仕方

#### 別表一次葉

「50」又は「52」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

別表一次葉  
令二・四・一以後終了事業年度等分

法人税額の計算								
(1)のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額 ((1)と800万円× $\frac{1}{12}$ のうち少ない金額)	50	000	(50)の15%又は19%相当額 53					
(1)のうち特例税率の適用がある協同組合等の年10億円相当額を超える金額 (1)-10億円× $\frac{1}{12}$	51	000	(51)の22%相当額 54					
その他の所得金額 (1)-(50)-(51)	52	000	(52)の19%又は23.2%相当額 55					
地方法人税額の計算								
所得の金額に対する法人税額 (33)	56	000	(56)の4.4%又は10.3%相当額 58					
課税留保金額に対する法人税額 (34)	57	000	(57)の4.4%又は10.3%相当額 59					
この申告が修正申告である場合の								
法人税額の計算	所得金額又は欠損金額	60		地方 法人 税 額 前 計 算	所得の金額に対する法人税額	68		
	課税土地譲渡利益金額	61			課税留保金額に対する法人税額	69		
	課税留保金額	62			課税標準法人税額 (68)+(69)	70	000	
	法人税額	63			確定地方法人税額	71		
	還付金額	64	外		中間還付額	72		
	この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 ((16)-(63))若しくは((16)+(64))又は((64)-(28))	65	00		外	欠損金の繰戻しによる還付金額	73	
	この申告前の	欠損金又は災害損失金等の当期控除額	66			この申告により納付すべき地方法人税額 ((44)-(71))若しくは((44)+(72)+(73))又は(((72)-(45))+((73)-(45)の外書))	74	00
	翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金	67						

P16参照

別表一次葉

「50」欄に記載があり、中小企業者等の法人税率の特例を適用している場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

- (注) 1 適用額は、年800万円が上限となります。  
 2 別表一「1」欄が「0」又はマイナスの場合、適用額明細書に記載しないでください。  
 3 適用除外事業者(\*)に該当する普通法人は、本特例の対象から除かれますので、適用額明細書に記載しないでください。  
 (\*) 適用除外事業者とは、その事業年度開始の日前3年以内に終了した各事業年度の所得の金額の合計額をその各事業年度の月数の合計数で除し、これに12を乗じて計算した金額(判定法人が設立後3年を経過していないことや特定合併等に係る合併法人等に該当するものであること等の一定の事由がある場合には、その計算した金額に一定の調整を加えた金額)が15億円を超える法人をいいます。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
中小企業者等の法人税率の特例	第42条の3の2第1項の表の第1号	00380 ※1	「50」欄の金額
	第42条の3の2第1項の表の第2号	00381 ※2	
	第42条の3の2第1項の表の第3号	00382 ※3	
	第42条の3の2第1項の表の第4号	00383 ※4	
	第42条の3の2第2項	00384 ※5	

- ※1 普通法人のうち、当該各事業年度終了時において資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下であるもの若しくは資本若しくは出資を有していないもの(特定の医療法人を除きます。)又は人格のない社団等  
 ※2 一般社団法人(非営利型法人に限ります。)、一般財団法人(非営利型法人に限ります。)  
 公益社団法人、公益財団法人、認可地縁団体、管理組合法人、団地管理組合法人、法人である政党等、防災街区整備事業組合、特定非営利活動法人、マンション建替組合又はマンション敷地売却組合  
 ※3 公益法人等(一般社団法人等を除きます。)及び協同組合等(特定の協同組合等を除きます。)  
 ※4 特定の医療法人  
 ※5 特定の協同組合等(\*)  
 (\*) 法人税法第2条第7号に規定する協同組合等(特定の地区又は地域に係るものに限ります。)のうち、租税特別措置法第68条第1項第1号から第3号までに掲げる要件の全てに該当する協同組合等

「50」又は「52」欄に記載があり、特定の医療法人の法人税率の特例を適用している場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

(注) 別表一「1」欄が「0」又はマイナスの場合、適用額明細書に記載しないでください。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定の医療法人の法人税率の特例	第67条の2第1項	00395	「50」及び「52」欄の合計金額